

公益通報者保護制度検討会の開催について

1. 趣旨

平成 16 年に、公益通報を行った者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を図ること等を目的として、公益通報者保護法が制定された（平成 16 年法律第 122 号。平成 18 年 4 月施行）。

令和 2 年には、公益通報者保護制度の実効性を高めるため、事業者に対して、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制（内部公益通報対応体制）の整備その他の必要な措置の義務付けや公益通報者の範囲の見直しなどを措置する改正が行われた（令和 2 年法律第 51 号。令和 4 年 6 月施行）。

今般、令和 2 年の改正法の施行から一定期間が経過したことから、近年の公益通報者保護制度を巡る国内外の環境の変化や改正後の公益通報者保護法の施行状況を踏まえた課題について検討を行うため、有識者により構成する「公益通報者保護制度検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和 6 年中をめどに取りまとめを行う。

2. 検討に当たっての視点

- （１）近年の公益通報者保護制度を巡る国内外の環境の変化
- （２）改正後の公益通報者保護法の施行状況と課題
- （３）その他

3. 委員（資料 1－2 参照）

- （１）検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- （２）検討会に座長及び座長代理を置き、座長及び座長代理は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室において処理する。